

資料 1

群馬県内水面漁場管理委員会指示について

件名：漁業法第120条第1項の規定等による指示

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、令和4年 月 日から施行する。

なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）は、令和4年 月 日限り廃止する。

令和4年 月 日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

1 指示内容 区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合、疾病検査の場合及び焼却、埋却等処分する場合を除き、コイを持ち出してはならない。

この場合、知事は当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

2 期間 令和4年 月 日から令和6年3月31日まで

件名：漁業法第120条第1項の規定等による指示

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、令和4年 月 日から施行する。

なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年 月 日限り廃止する。

令和4年 月 日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

1 指示内容 公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において次のことをしてはならない。

- (1) 採捕したコイを移植すること。
- (2) 生死を問わず、コイを投棄すること。

2 期間 令和4年 月 日から令和6年3月31日まで

件名：漁業法第120条第1項の規定等による指示

◎群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、令和4年 月 日から施行する。

なお、水産動物の保護に係る指示（平成18年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年 月 日限り廃止する。

令和4年 月 日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉

1 指示内容 コクチバスを採捕した者は、採捕した河川、湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的な機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

2 期間 令和4年 月 日から令和6年3月31日まで

群馬県内水面漁場管理委員会指示 新旧対照表

変 更	現 行
<p>1 KHV病まん延防止（発生水域からの持ち出し禁止）について <u>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、令和4年 月 日から施行する。</u> <u>なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号）は、令和4年 月 日限り廃止する。</u> <u>令和4年 月 日</u> <u>群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉</u></p> <p>1 指示内容 区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合、疾病検査の場合及び焼却、埋却等処分する場合を除き、コイを持ち出してはならない。 この場合、知事は当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。</p> <p>2 期間 <u>令和4年 月 日から令和6年3月31日まで</u></p>	<p>1 KHV病まん延防止（発生水域からの持ち出し禁止）について 平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号 漁業法（昭和24年法律第267号）第<u>67</u>条第1項及び第<u>130</u>条第4項の規定により、次のとおり指示する。 平成16年5月4日 群馬県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 郁 夫</p> <p>1 指示内容 区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、コイヘルペスウイルス病が発生し、又は発生している疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合、疾病検査の場合及び焼却、埋却等処分する場合を除き、コイを持ち出してはならない。 この場合、知事は当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。</p> <p>2 期間 平成16年5月4日から<u>令和4年3月31日まで</u></p>
<p>2 KHV病まん延防止（移植及び投棄の禁止）について <u>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、令和4年 月 日から施行する。</u> <u>なお、漁業法第六十七条第一項の規定等による指示（平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年 月 日限り廃止する。</u> <u>令和4年 月 日</u> <u>群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉</u></p> <p>1 指示内容 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において次のことをしてはならない。 (1) 採捕したコイを移植すること。 (2) 生死を問わず、コイを投棄すること。</p> <p>2 期間 <u>令和4年 月 日から令和6年3月31日まで</u></p>	<p>2 KHV病まん延防止（移植及び投棄の禁止）について 平成16年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号 漁業法（昭和24年法律第267号）第<u>67</u>条第1項及び第<u>130</u>条第4項の規定により、次のとおり指示する。 平成16年5月4日 群馬県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 郁 夫</p> <p>1 指示内容 公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において次のことをしてはならない。 (1) 採捕したコイを移植すること。 (2) 生死を問わず、コイを投棄すること。</p> <p>2 期間 平成16年5月4日から<u>令和4年3月31日まで</u></p>
<p>3 コクチバスのリリース禁止について <u>漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示し、令和4年 月 日から施行する。</u> <u>なお、水産動物の保護に係る指示（平成18年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号）は、令和4年 月 日限り廃止する。</u> <u>令和4年 月 日</u> <u>群馬県内水面漁場管理委員会会長 松 元 平 吉</u></p> <p>1 指示内容 コクチバスを採捕した者は、採捕した河川、湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的な機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。</p> <p>2 期間 <u>令和4年 月 日から令和6年3月31日まで</u></p>	<p>3 コクチバスのリリース禁止について 平成18年群馬県内水面漁場管理委員会指示第3号 漁業法（昭和24年法律第267号）第<u>67</u>条第1項及び第<u>130</u>条第4項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示する。 平成18年3月7日 群馬県内水面漁場管理委員会会長 吉 澤 郁 夫</p> <p>1 指示内容 コクチバスを採捕した者は、採捕した河川、湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的な機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。</p> <p>2 期間 平成18年4月1日から<u>令和4年3月31日まで</u></p>

令和4年群馬県内水面漁場管理委員会指示第2号による持ち出し禁止指定水域一覧

市町村	河川湖沼（地域）	指定年月日
板倉町	谷田川・谷田川導水路	平成16年 5月14日
館林市	城沼・鶴生田川・鶴生田川導水路	平成16年 5月19日
高崎市	温井川	平成16年 5月24日
館林市	多々良沼・多々良川	平成16年 6月 4日
高崎市	鏑川（馬庭堰から烏川合流）	平成16年 6月11日
高崎市	（井野川支流）粕川	平成16年 6月11日
千代田町	利根川（烏川合流から下流）	平成16年 6月21日
太田市	矢島放水路	平成16年 6月21日
太田市	八瀬川	平成16年 7月 1日
栃木県	矢場川	平成16年 7月30日
高崎市	井野川	平成16年 7月30日
高崎市	烏川（室田発電所堰堤から下流）	平成16年 8月 2日
桐生市	桐生川（桐生川ダムから下流）	平成16年 8月 2日
桐生市	赤岩用水	平成16年 8月31日
栃木県	渡良瀬川（太田頭首工から下流）	平成16年10月 6日
前橋市	用水路（白山沼（前橋市苗ヶ島町1899-1）の排水流入部から東神沢川及び金蔵院川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	用水路（上大日沼（前橋市富田町1839-1）の排水流入部から大泉坊川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	東神沢川（白山沼排水用水路流入部から神沢川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	金蔵院川（白山沼排水用水路流入部から神沢川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市・伊勢崎市	神沢川（金蔵院川合流から荒砥川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市・伊勢崎市	荒砥川（神沢川合流から広瀬川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	大泉坊川（上大日沼排水用水路流入部から木船川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	木船川（大泉坊川合流から桃ノ木川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市	桃ノ木川（木船川合流から広瀬川合流まで）	平成19年12月21日
前橋市・伊勢崎市	広瀬川（桃ノ木川合流から利根川合流まで）	平成19年12月21日
大泉町	常光寺用水（邑楽郡大泉町内に限る。）	平成20年10月22日
高崎市	榛名湖	平成25年 8月26日

増殖呈示量について

(案)

令和4年増殖放流呈示量決定までの流れ

- ・現行では、2年で増殖放流呈示量を見直している。
- ・令和4年は、見直しの年にあたることから、検討が必要となる。



第1回～3回の漁場管理委員会で検討



第3回の漁場管理委員会で決定



各漁業協同組合に呈示

増殖放流呈示量について（案）

1 趣旨

第五種共同漁業権では、漁業法第168条により免許を受けた漁業協同組合に漁業種類として漁場計画に記載された魚種（漁業権対象魚種）の増殖を行うことが義務づけられている。

令和4年は増殖放流呈示量の見直し時期にあたるため、令和3年度末に各漁業協同組合に提示する前に、内水面漁場管理委員会で熟慮した上で決定したい。

2 呈示量の計算

令和2年及び令和3年の2年間の増殖量の平均の50%以上を呈示量とする。なお、呈示量を満たしていないものについて、呈示量を放流したものとして呈示量を算出することとする。また、近年は、漁協の経営状況の変動が大きいため、2年ごとに呈示量を見直している。

3 呈示量の未達成の取扱い

放流量が呈示量を満たしていない漁協の水産動物については、漁場全般において長期的な影響を及ぼす災害や事故の発生、生産事情により種苗の入手が困難等の理由から内水面漁場委員会でやむを得ないと判断した場合を除き、文書等による指導を実施する。

4 増殖方法別の留意事項

(1) 放流種苗（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）

放流種苗は魚病の侵入の防止および水産動物の遺伝資源の保全のため、できる限り在来（群馬県）の系統を放流するものとする。

ウナギについては、放流種苗に異種ウナギ（ビガーラ種やロストラータ種等）が混入しているとニホンウナギに悪影響を与える可能性があることから、異種ウナギが放流されることのないように十分注意する。

また、ドジョウについても、外来種（カラドジョウ）が混入していると在来種に悪影響を与える可能性があることから、カラドジョウの混入に十分注意する。

(2) 人工産卵床

人工産卵床の増殖効果を上げるためには造成場所の選定や造成方法が重要であり、親魚や他魚種の生息状況や造成場所の環境条件によっては期待した効果を得られない可能性もあることから、人工産卵床を造成する場合には水産試験場の技術指導を受けるのが望ましい。

5 各水産動物の呈示方法及び換算

(1) アユ

ア 水産動物 アユ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・稚魚（魚体重 20g 未満）の放流を基本的な増殖方法とし重量(kg)で呈示を行う
- ・成魚（魚体重 20g 以上）の放流についても、呈示量の重量を放流したものとする

(2) マス類

ア 水産動物 マス類（ヤマメ、イワナ、ニジマス等）

イ 増殖方法 種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・種苗放流（稚魚、成魚、親魚、発眼卵）、人工産卵床の造成を増殖方法とし、稚魚尾数（尾）で呈示を行う
- ・成魚（kg）で放流した場合については、水産庁研究報告書「地域の状況を踏まえた効果的な増殖手法開発事業研究報告書」を参考に、以下の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する
- ・ヤマメの親魚放流用の親魚（kg）で放流した場合については、成魚（kg）と同様の計算式により稚魚尾数（尾）に換算する

$$\text{成魚} \cdot \text{親魚 (1kg)} = \text{稚魚 (375 尾)}$$

- ・発眼卵で放流した場合については従来と同じ計算式により換算する

$$\text{発眼卵 (10 粒)} = \text{稚魚 (1 尾)}$$

(3) コイ

ア 水産動物 コイ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・放流によりコイヘルペスウイルス病まん延が拡大する可能性があるため、種苗放流は自粛を引き続き継続して要請する
- ・人工産卵床の造成による増殖方法が確立されているため、人工産卵床の造成を推奨する

(4) フナ

ア 水産動物 フナ

イ 増殖方法 種苗放流、人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・人工産卵床造成については、水産庁発行「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を参考に、以下の計算式により重量(kg)に換算する

人工産卵床 (1 m ²) = 重量 (1.9kg)
--

(5) ウグイ

ア 水産動物 ウグイ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（箇所）で呈示を行う

(6) オイカワ

ア 水産動物 オイカワ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成（箇所）で呈示を行う

(7) ウナギ

ア 水産動物 ウナギ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う
- ・なお、シラスウナギ資源の減少等により種苗の入手が困難な際は、適当な呈示方法について検討する

(8) ドジョウ

ア 水産動物 ドジョウ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(9) ワカサギ

ア 水産動物 ワカサギ

イ 増殖方法 卵放流

ウ 考え方

- ・卵数(粒)で呈示を行う
- ・筒型ふ化器を用いた方法は、従来のシェロ枠を用いた方法に比べてふ化率が大幅に高いことが群馬県水産試験場の研究成果から明らかになった
(筒型ふ化器：87.3%、シェロ枠：14.6%)
研究成果を踏まえ、筒型ふ化器を用いてふ化がほぼ確実に行われた場合については、呈示量の6倍の卵が放流されたものと換算する

(10) カジカ

ア 水産動物 カジカ

イ 増殖方法 人工産卵床の造成

ウ 考え方

- ・県内産の放流種苗の入手が困難であるため、人工産卵床の造成(箇所)で呈示を行う

(11) モツゴ

ア 水産動物 モツゴ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

(12) ナマズ

ア 水産動物 ナマズ

イ 増殖方法 種苗放流

ウ 考え方

- ・重量(kg)で呈示を行う

5 漁場別の呈示量

共第9号漁場

- ・共第9号漁場は群馬漁協・両毛漁協に免許されている
- ・群馬漁協・両毛漁協で、アユを除く魚種については漁場が全く同じであるため、群馬漁協・両毛漁協に呈示する量を同じ量とする
- ・それぞれの漁協の呈示量(アユを除く魚種)については、過去2年間の両毛・群馬漁協の放流量の合計の平均の50%を2等分した数量とする

放流実績から増殖放流呈示量の単位および換算基準

- アユ稚魚 (kg) 成魚 (kg) を稚魚 (kg) と同量で換算する
稚魚 (20 g 未満)
成魚 (20 g 以上)

- ヤマメ稚魚 (尾) 卵 (粒)、成魚 (kg) を稚魚 (尾数) に換算する
卵 (粒) → 10 粒で稚魚 1 尾と換算する
稚魚 (20 g 未満) (尾) → そのまま
成魚 (20 g 以上) (kg) → 1 kg で稚魚 375 尾と換算する
親魚 (親魚放流用) (kg) → 1 kg で稚魚 375 尾と換算する

- イワナ稚魚 (尾) 卵 (粒)、成魚 (kg) を稚魚 (尾数) に換算する
卵 (粒) → 10 粒で稚魚 1 尾と換算する
稚魚 (20 g 未満) (尾) → そのまま
成魚 (20 g 以上) (k g) → 1 kg で稚魚 375 尾と換算する

- マス稚魚 (尾) 成魚 (kg) を稚魚 (尾数) に換算する
卵 (粒) → 10 粒で稚魚 1 尾と換算する
稚魚 (20 g 未満) (尾) → そのまま
成魚 (20 g 以上) (kg) → 1 kg で稚魚 375 尾と換算する

- フナ (kg) 人工産卵床 (m²) を種苗 (kg) に換算する
人工産卵床 (m²) → 1 m² を種苗 1.9kg と換算する
種苗 (kg) → そのまま

- ワカサギ (卵) 卵 (粒) がビン型ふ化器でほぼ確実にふ化した場合、呈示量の
6 倍と換算する

〔例：卵 200 万粒がビン型ふ化器でほぼ確実にふ化した時の換算〕
→ 200 万 (粒) × 6 = 1200 万 (粒)

令和3年増殖放流呈示量

魚種	アユ	ヤマメ	イワナ	マス	コイ	フナ	ウグイ	オイカワ	ウナギ	ドジョウ	ワカサギ	カジカ	モツゴ	ナマズ
漁業協同組合	稚魚(kg)	稚魚(尾)	稚魚(尾)	稚魚(尾)		(kg)	産卵場造成(箇所)	産卵場造成(箇所)	(kg)	(kg)	卵(万粒)	産卵場造成(箇所)	(kg)	(kg)
利根1号	2,030	339,000	219,100			40	2	2	10		1,600	1		
利根15号		産卵床造成 1箇所												
阪東	170	95,000				1	1	1	1					
群馬3号	130	226,600				4	1	1	2	5				4
群馬9号	80	208,700	8,000			17	1	1	1		130	1		
吾妻2号	180	24,400	4,200			9	1	1	2					
吾妻4号		45,500	4,700				1							
上州5号	1,700	791,200	18,700			23	1	1	10	5	520			
上州16号				3,700		500					70			
烏川	100	18,700				20	1	1	3	8				
東毛3号	70	5,000				20	1	1	1	1				1
東毛8号						10	1	1	1					
両毛9号	70	208,700	8,000			17	1	1	1		130	1		
両毛10号	70	79,600	1,100			10	1	1	1		7,000	1		
神流川	50	38,400				500	1	1			15,000			
南甘	2,100	208,700	2,800				1		5			1		
上野村	1,050	848,100	63,600				1		5			1		
邑楽						870			8					8
近藤沼						500			2		230			
日向						500			2					
城沼						50			1		110		2	
赤城大沼						150					26,200			
榛名湖				1,500		7					18,000			
合計	7,800	3,137,600	330,200	5,200		3,248	17	13	56	19	68,990	6	2	13